○財務省令第三十四号

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定を実施するため、国税質問検査章規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

国税質問検査章規則等の一部を改正する省令

（国税質問検査章規則の一部改正）

第一条　国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第九十条の六の二第五項」の下に「並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号。以下この号において「改正法」という。）附則第四十四条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九十条の三の三第二項及び改正法附則第四十五条第二項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法第九十条の三の四第三項」を加え、同条第二項中「第五条第三項」を「第七条第四項」に改め、同条第三項中「第三十七条の十一の三第十二項」を「第三十七条の十一の三第十三項」に改める。

（国税質問検査章規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　国税質問検査章規則等の一部を改正する省令（平成二十三年財務省令第九十号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち、国税質問検査章規則第二条第一項の改正規定中「第九十条の二第二項」の下に「、第九十条の三の三第二項、第九十条の三の四第三項、第九十条の四第二項及び第四項」を加え、「及び第九十条の六の二第五項」を「、第九十条の四の三第二項、第九十条の五第五項、第九十条の六第二項及び第四項並びに第九十条の六の二第五項」に改め、同条第三項の改正規定中「第三十七条の十一の三第十二項」を「第三十七条の十一の三第十三項」に、「第三十七条の十一の三第十三項」を「第三十七条の十一の三第十四項」に改める。

附則第四条中国税質問検査章規則の一部を改正する省令の改正規定を次のように改める。

第二条第三項の改正規定中「第三十七条の十一の三第十二項」を「第三十七条の十一の三第十四項」に、「第三十七条の十四第十八項」を「第三十七条の十四第十九項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中国税質問検査章規則第二条第一項第一号の改正規定　平成二十四年十月一日

二　第一条中国税質問検査章規則第二条第二項の改正規定　平成二十六年一月一日

○財務省令第三十五号

関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十九号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第百十一号）の施行等に伴い、関税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十一日

財務大臣　安住　淳

関税法施行規則等の一部を改正する省令

（関税法施行規則の一部改正）

第一条　関税法施行規則（昭和四十一年大蔵省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十条中「第七条まで」を「第八条まで」に改め、「に対する準用」の下に「・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存」を加え、同条の表第三条第五項第二号ロ(3)並びに第四条第一項第五号及び第三項第一号の項中「並びに第四条第一項第五号及び第三項第一号」を「、第四条第一項第五号及び第三項第一号並びに第八条第一項」に改め、同表に次のように加える。

第八条第一項	法第十条	関税法第九十四条第三項において準用する法第十条
第八条第二項及び第三項	法第十条ただし書	関税法第九十四条第三項において準用する法第十条ただし書

（関税暫定措置法施行規則の一部改正）

第二条　関税暫定措置法施行規則（昭和四十四年大蔵省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「配合飼料の規格」を「飼料の規格」に、「第四十七条第二項」を「第四十五条第二項」に改める。

第七条の表第一号中「第一〇〇八・六〇号」を「第一〇〇八・六〇号の二」に改める。

（コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約（ＴＩＲ条約）の実施に伴う関税法等の特例に関する法律施行規則（昭和四十六年大蔵省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十二条第五項」を「第十一条第五項」に改める。

第二条中「第十一条第二項」を「第十条第二項」に改める。

第三条中「第十一条第七項」を「第十条第七項」に改める。

第四条第一項中「第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

別表第1備考2中「第12条第3項」を「第11条第3項」に改める。

別表第2備考3中「第15条第1項」を「第14条第1項」に改める。

（税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令の一部改正）

第四条　税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

「第百五条第二項」を「第百五条第三項」に、「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に、「酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十三条第九項、消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第六十二条第五項、たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二十七条第五項、揮発油税法（昭和三十二年法律第五十五号）第二十六条第五項、地方揮発油税法（昭和三十二年法律第百四号）第十四条の二第五項、石油ガス税法（昭和四十年法律第百五十六号）第二十六条第五項、石油石炭税法（昭和五十三年法律第二十五号）第二十三条第五項」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第七十四条の十三」に、「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。

（たばこ特別税に関する省令の一部改正）

第五条　たばこ特別税に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表税関職員の身分を示す証票等の書式に関する省令（昭和二十九年大蔵省令第六十四号）の項第三欄中「第二十七条第五項」を「第七十四条の十三」に改め、同項第四欄中「第二十七条第五項、」を「第七十四条の十三（」に、「第十九条第五項」を「第十九条第二項において準用する場合を含む。）」に改める。

（財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第六条　財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年財務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第八号中「第十九条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同項第十一号中「第三十五条第四項」を「第三十三条第四項」に、「、第三十五条第五項」を「並びに第三十三条第五項」に改める。